

広島県告示第三百六十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、平成二十四年四月十九日までの間、縦覧に供する。

平成二十四年四月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

大崎上島循環線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
豊田郡大崎上島町東野字白水六六二五番一地从先から 豊田郡大崎上島町東野字多賀浜一六二二番一 九地先まで	新	旧	一〇・六〇 一五・三〇	九〇・五〇	拡幅
	旧	新	八・五〇 一八・二〇	五〇〇・五〇	
豊田郡大崎上島町東野字胡ヶ鼻七四六番一地从先から 豊田郡大崎上島町東野字宮ヶ浜六五六番八地 先まで	新	旧	一一・六〇 一四・八〇	四九〇・〇〇	拡幅
	旧	新	五・六〇 一〇・三〇	一一六・〇〇	
豊田郡大崎上島町東野字鯨崎五四八二番一地从先から 豊田郡大崎上島町東野字鯨崎五四八二番二地 先まで	新	旧	八・二〇 三九・五〇	一〇四・二〇	ダブルウェイ 解除（一部拡 幅） 不用物件延長 一〇六・〇〇 メートル
	旧	新	八・二〇 三一・六〇	一〇一・二〇	